

## 第7回第2次議会運営活性化推進協議会 協議概要

- 1 日 時 令和4年6月20日（月）  
9時57分から10時42分まで
- 2 会 場 議事堂3階 第1委員会室
- 3 出席者 （委員）川村委員長、森山副委員長、  
前田委員、石川委員、中島委員、川合委員、段木委員、  
白鳥委員、酒井委員、近藤委員、伊藤（隆）委員、  
阿部委員、樋澤委員、中村委員、松井委員  
(事務局) 深山事務局長 他9人
- 4 傍聴者 (報道関係) なし  
(一般傍聴者) なし
- 5 協議事項及び協議結果
- (1) 議会のICTについて
- ① パソコン・タブレットの持ち込み・使用について
- <協議内容>
- 前回の協議会において議論となった、①使用端末の持込み台数、②使用にあたってのルールの徹底・厳格化、③スマートフォンの取扱いについて、再度正副委員長で整理することとなっていたことを受け、事務局からこれまでの意見を踏まえた正副委員長案が説明され、協議を行った。
- <主な意見>
- ・ 本会議において、パソコン・タブレットを演壇に持つていい、質問等の原稿を読み上げる際に使用することは、認められないか。
  - ・ 千葉市議会は、決定したことが十分に守られていない現状があることを踏まえ、使用機器の自由度が増すことは結構であるが、十分検討していただきたい。
  - ・ 必要なインターネットの検索は全く問題ないと思う。やはりモラルの問題が大事かと思う。
  - ・ ペーパーレス会議を進めるのであれば、電子機器を全面的に認めてもいいのではないか。ルールを守らない場合は、ペナルティを課すなどといったことを検討したほうが議論が進むのではないか。
  - ・ ペーパーレスという言葉の取扱いについて、もっと共有したほうがいいのではないか。何でもかんでもペーパーレスだからということで結論を導き出していくと、判断の方向性が間違ってしまう可能性がある。大きな目的ではなく、取組の方向性の一つというぐらいでとどめておいたほうがいいのではないか。
  - ・ 会派として、正副委員長案を共有できていないので、持ち帰って判断したい。
- <協議結果>
- 以下の2点について会派持ち帰りとなり、本日の本会議散会後に開催され

る幹事長会議において、検討結果を報告し、引き続き協議することとなつた。

(会派持ち帰り事項)

- ① 正副委員長案として示されたスマートフォン取扱いについて、案1（スマートフォンをパソコン・タブレットとは別の取扱いとする案）、または案2（パソコン・タブレットに加えて、スマートフォンも使用を認める案）のどちらとするか。
- ② 本会議での質問等において質問原稿を読む際のパソコン・タブレットの使用を認めるか否か。

② SideBooks及びLINWORKSの利用に関する基準について

<協議内容>

委員長より、サイドブックスとラインワークスの本格導入と、会議における議員所有端末の持込み・利用が決定されたことから、第1次活性協において定めた暫定的な利用基準を廃止し、新たな基準を策定したいとの提案があり、協議を行った。

<主な意見>

- ・ サイドブックス内の資料について、印刷できるものとできないものがあるが、何か基準を設けているのか。  
→（事務局）基準はない（印刷制限はかけていない）が、システム上、印刷ができない設定となっていた可能性があり、今後、扱いについて整理する。
- ・ 第三者に覗き見されないようにとのことだが、第三者とは誰を想定しているのか。引退した議員や政務調査員は、第三者にあたるのか。  
→（事務局）第三者とは、自宅でサイドブックスを閲覧する場合の家族等を想定している。引退した議員や政務調査員は、第三者にあたると考えている。なお、引退した議員のIDは廃止している。

<協議結果>

正副委員長案のとおり了承された。